

熱中症予防対策に係る自主点検票

本点検は、職場の衛生委員会、安全衛生委員会又はこれらを設けていない事業場における労働者の意見を聴く機会、建設現場における安全衛生協議会において実施し、協議事項としてください。【福井労働局】

点検年月日： 年 月 日 点検者：

項目	点検項目	確認内容	評価	改善予定日	改善内容・備考	根拠法令等
1	現状把握	WBGT値が28度又は気温が31度以上の場所において継続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業があるか。	有・無			安衛則第612条の2関連 ガイドライン第3(3)
2	緊急時の対応の事前確認	上記1で「有」の場合、熱中症の自覚症状がある場合や、熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、関係者に周知しているか。 上記1で「有」の場合、あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じた医師の診察又は処置を受けさせるなど症状の悪化を防止するための必要な措置や手順、緊急連絡先を定め、周知しているか。	適・否			安衛則第612条の2第1項 ガイドライン第3(3)
3		上記1で「有」の場合、あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じた医師の診察又は処置を受けさせるなど症状の悪化を防止するための必要な措置や手順、緊急連絡先を定め、周知しているか。 下記は、上記1の有無にかかわらず、点検願います。	適・否			安衛則第612条の2第2項 ガイドライン第3(3)
4	暑さ指数(WBGT値)の把握	実測、天気予報メディア、スマホアプリ、環境省サイト等でWBGT値を把握し、着衣補正值を加えたWBGT値を把握しているか。	適・否			ガイドライン第2の2 ガイドライン表1-2 衣服の組合せにより WBGT値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)
5	熱中症リスクの評価・検討	WBGTの把握を通じ、熱中症リスクの評価・検討を行い、熱中症リスクの低減のための措置、リスクに応じた熱中症予防対策を講じているか。	適・否			ガイドライン第2の3
6	作業手順・作業計画の策定	WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT値を踏まえた作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定しているか。	適・否			ガイドライン第3の1(2)
7	休憩場所の整備等	作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しているか。	適・否			ガイドライン第3の2(2)
8	作業時間の短縮等	休憩時間については、着1-1を参考に、WBGT基準値に似たものとして行っているか。WBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととしているか。	適・否			ガイドライン第3の3(1) ガイドライン表1-1 身体作業強度及び暑熱 順化の状況に応じたWBGT基準値
9	水分及び塩分の摂取	多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けているか。自覚症状によらず、作業前後、作業中の定期的な摂取を指導しているか。	適・否			安衛則第617条 ガイドライン第3の3(4)
10	服装による身体冷却	透湿性及び通気性の良い服装を着用させているか。直射日光下では通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しているか。冷却装置(空調服等)の活用しているか。	適・否			ガイドライン第3の3(5)
11	健康状態及び暑熱順化の状況等の確認	作業開始前に作業者の健康状態を確認しているか。隊長等の管理者は暑熱順化していない作業従事者を把握し健康状態に特に配慮しているか。	適・否			ガイドライン第3の4
12	労働衛生教育の実施(注)	熱中症予防管理者、隊長及び作業従事者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例、関係法令等について教育を行っているか。	適・否			安衛法第59条第1項 安衛法第60条 ガイドライン第3の5

【注】熱中症予防指導員研修(実施機関:建設防)①5月27日(福井市)及び②6月12日(越前市)開催

熱中症予防管理教育(実施機関:基連協会)③5月28日(敦賀市)及び④6月15日(福井市)開催

申込書はこちらから

①

②

③

④

※安衛法:労働安全衛生法

※安衛則:労働安全衛生規則

※ガイドライン:職場における熱中症防止のためのガイドライン